

旧優生保護法に基づき実施された優生手術に関する 救済措置について

<提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望内容>

旧優生保護法に基づく優生手術については、本県においても、旧厚生省統計資料によれば、旧優生保護法第4条及び12条に基づく優生手術が54件実施されています。

また、県の関係機関を調査したところ、これまでに36名分の個人を特定できる資料を発見しております。

このような状況を踏まえ、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方々への救済等について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 優生手術の実態調査については国の責任において進め、調査に要した経費等については国が負担すること。
- 2 旧優生保護法下で優生手術を受けた方の記録の確認や当事者の現況確認について特段の措置を講ずるとともに、国の責任において早急に救済措置を講ずること。